

収入印紙
200円
(貸付のみ)

決 裁 年 月 日

地区名

()

主 管 (排 水 担 当)				
課 長	課長補佐	係 長	負担金係	排水設備係

㊟

年 月 日

(宛 先) 姫路市上下水道事業管理者

排水設備の計画の確認、水洗便所改造助成申請書 (公共下水・コミプラ・集排)

排水設備の計画の確認及び水洗便所改造助成を受けたいので、必要書類を添えて次のとおり申請します。

申 請 者	住 所 氏 名	(貸付申請のみ) ㊟	電話番号 (自 宅) (勤務先)
※ 工 事 場 所	姫路市		
※ 種 別	水洗便所 型 個 型 個	除害施設	共同排水管 戸 m 使用水 ・上水のみ ・井戸水のみ ・上水・井戸水併用
※ 施 工 業 者 (姫路市指定業者)	※ 工事担当責任技術者		
助成申込金額	☐ 貸付金 ☐ 助成金 金 円		
連 帯 保 証 人 (貸付申請のみ)	住 所 姫路市 氏 名 ㊟ ☐ 事業用の改造である ☐ 事業用の改造ではない	電話番号 (自 宅) (勤務先)	
	職業又は勤務先	年間所得額	円
	年間所得額のない場合は資産額 円		
付近見取り図 (目標物をかき、工事場所を朱書きすること。)		住宅地図	P —
		受 付	
		確認助成決定番号 第 号	
		北 西・中・東	P —
		市街化 ・ 調整	

注意事項

- ※は、㊟にも記入すること (2部とも上下水道サービス課に提出すること)。
- 排水設備の計画の確認申請については、平面図、縦断面図、構造詳細図を添付のこと (排水設備工事設計書にもとづく)。使用水に井戸水が含まれる場合は、給水系統の記載された平面図を添付のこと (井戸の位置、井戸水使用箇所を表示)。
- 水洗便所改造助成申請については、二百円の収入印紙を添付し、印鑑証明書 (連帯保証人を含む)、市民税納税証明書 (借受人のみ)、借用証書を添付のこと。
- 市民税が課税されていない場合は、水洗便所に改造しようとする家屋の固定資産税課税証明書を添付すること。
- 工事場所の一部又は全部について、申請者の所有でない等の場合は、事前に所有者へ告知すること。
- 記入いただいた個人情報、この申請業務以外の目的では利用しません。

年 月 日

様

姫路市上下水道事業管理者

さきに申請のあった排水設備の計画の確認、水洗便所改造助成申請書については、

確認
審査の結果、 しましたので通知します。
決定

※ 工 事 場 所	姫路市				
※ 種 別	水洗便所 型 個 型 個	除害施設	共同排水管 戸 m	使用水 ・ 上水のみ ・ 井戸水のみ ・ 上水・井戸水併用	・ 新設 ・ 増設 ・ 改築 ・ 変更
※ 施 工 業 者 (姫路市指定業者)				※ 工事担当責任技術者	
助 成 予 定	☐ 貸 付 金			☐ 助 成 金 ()	
	貸付等予定金額 円 (注) この金額は、工事完了後に変更することがあります。				
指 示 事 項	1 分流式で施工のこと 2 合流で施工可 3 その他				

注意事項

- 1 確認書交付後は、すみやかに工事に着手し、完成後は10日以内に排水設備検査申請書、下水道等使用開始届を提出すること。
- 2 委任状提出の申請者の改造助成貸付金または助成金については、検査完了後、施工業者に支払います。
- 3 委任状提出の申請者は、総工事費から改造助成貸付金または助成金を差し引いた残額を、施工業者に支払うこと。

(貸付要件)

1. 貸付金は、貸付対象となった工事以外の用途に使用しないこと。
2. 借受人は、次のいずれかに該当するときは、直ちに上下水道事業管理者に届けること。
 - (1) 借受人又は連帯保証人が、その住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 借受人又は連帯保証人が、仮差押、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立てを受けたとき。
 - (3) 改造した水洗便所の属する家屋を他に譲渡し、又は改造した水洗便所を取り壊すとき。

(助成金交付要件)

1. 助成金は、助成対象となった工事以外の用途に使用しないこと。
2. 助成金申請者は次のいずれかに該当するときは、直ちに上下水道事業管理者に届け出ること。
 - (1) 助成金交付決定の日から1ヶ月以内に工事が完了しないとき。
 - (2) 工事の施工が困難になったとき、又は工事を中止、廃止しようとするとき。